

【資料 1】

四国中央市における「地域コミュニティ活性化」の取り組み

<これまでの経緯>

平成19年7月	「四国中央市自治基本条例」が施行され、市は、公民館を地域コミュニティの拠点とし、その活動の連携強化を図るため、必要な施策を講じるよう努めることが明記された。
平成23年3月	第2次行政改革大綱—行政品質向上プラン—において、「地域コミュニティ基本計画」の策定が実施項目として掲げられ、実施時期は平成25年度と示された。
10月	庁内プロジェクトを設置し、以後6回の協議。
平成24年8月	地域活動を積極的に行っている市民で構成する「地域コミュニティ検討委員会」を設置し、以後8回委員会を開催。
平成25年2月	庁内プロジェクトの報告書と、地域コミュニティ検討委員会の提言書を基に、地域コミュニティ基本計画（素案）を作成。
6月	地域コミュニティの将来のあるべき姿を明らかにし、市民と行政が共通の目的に向かって進むための指針となる、「地域コミュニティ基本計画」を策定。
平成26年6月	基本計画に基づき実施される、地域コミュニティ活性化事業のモデル地区を募集し、豊岡、川滝、蕪崎の3地区に決定。
8月	モデル地区において、2年任期で地区コミュニティ協議会の活動を総合的に支援する「地区担当職員」を2名、初年度のみ4回開催される住民集会のファシリテーターとして「地区協力職員」6名を市長より指名。（係長、主任を中心に計24名） 【資料2】
8月～9月	モデル地区において、地区内のあらゆる団体が結集した、「地区コミュニティ協議会」を設立。 【資料3】
9月	モデル地区住民と市職員・社協職員対象に、地域コミュニティ活性化講演会を開催。（帝塚山大：中川幾郎名誉教授）
平成26年9月～平成27年1月	ワークショップによる「住民集会」を各地区4回開催し、地区ごとの課題やこれからやらなければならない事を抽出した。 豊岡地区住民集会は、愛媛県との連携事業として、大阪より講師（りそな総合研究所：藤原明氏）が派遣され、先行して実施された。川滝、蕪崎地区は、県内で活躍している講師（愛大教授：前田真氏）を迎え、豊岡と同様の手法で実施した。 【資料4】
平成27年3月	住民集会の意見を尊重し、各地区の将来ビジョンや、地域課題解決の方策などを盛り込んだ、「地区コミュニティ計画」を策定。 【資料5】

＜今後の予定＞

平成27年4月	地区コミュニティ計画に基づき、全住民が共感し、地区全体で取り組むことのできる、平成27年度事業計画及び予算案を、地区コミュニティ協議会により作成。
6月	地域コミュニティ活性化事業補助金等交付要綱策定。 6月議会へ、補助金の補正予算案上程。
平成27年6月 ～平成28年3月	各地区において、地区コミュニティ協議会を中心に、地域課題解決に向けた特色ある事業を実施。 あわせて、市民自治推進委員会による事業の検証を行う。
平成28年度以降	順次、他地区へ事業拡大。

四国中央市における地域コミュニティ活性化事業は、公民館単位の地区ごとの住民が、それぞれの地区が抱える地域課題について、住民自ら解決に向けての方策を考え、行動を起こすことにより地区住民同士の絆の再生と、地域力の強化を図る事業です。

地域課題の解決に向けては、地区内で活動する団体や個人、行政機関や企業などが持つ「強み」を持ち寄り協働することにより、単独では困難であった課題解決策を見つけ出す事が期待されます。そのためには、地区内の住民や団体が日頃より連携し、情報を共有することが必要であることを、各地区で開催する住民集会の議論の中で、住民の皆さんや担当職員は理解をし、これからの具体的な事業実施に取り組むこととなります。

事業は住民主体での実施としますが、市からも人的支援、財政的支援を行うこととしています。具体的には、各地区に2名の地区担当職員を配置し、事業全般の支援を行います。また、補助金の交付を行うことで、協働先の一員としての支援を行います。

このようなことから本事業は、自治基本条例の基本理念である「市民が主役の市民自治の確立」と、目的である「協働によるまちづくりの実現」を市民が実感、体感できる事業であるといえます。